

# 秋田県木材利用促進条例の概要 ~ ウッドファーストで林業・木材産業の振興を ~

## 条例の目的 ( § 1 )

### 木材の利用を促進

→ 地域の基盤産業である林業・木材産業の振興 → 本県経済の活性化

## 目的達成のための施策(3本柱)

### 1 木材の優先利用(ウッドファースト)の促進 ( § 9 )

※ 日常生活・事業活動において木材を優先的に利用 (公共建築物等は法律あり)

### 2 県産木材の利用の促進 ( § 10 )

- ① 県内の森林から産出する木材の利用の促進
- ② 県産木材製品の県内利用の促進

### 3 県産木材製品の国内販売・輸出の促進 ( § 11 )

## 施策の推進方法

- 関係者による協力体制の整備 ( § 12 )
- 市町村が行う施策への協力 ( § 13 )
- 木材利用促進指針の作成 ( § 14 )
- 実施状況報告の公表 ( § 15 )

## 木材利用促進にあたっての理念 ( § 3 )

- 林業・木材産業事業者等の自主的な取組の促進
- 県、市町村、事業者、県民等、関係者の連携・協力のもとに推進
- 県土の保全等、森林の公益的機能の維持増進

## 理念に則った役割等

- 県 施策の策定・実施の責務 ( § 4 )
- ◎ 森林所有者・林業事業者 ( § 5 )
  - 森林の適切な整備・保全に努力
  - 木材の計画的な供給に努力
- ◎ 木材産業事業者 ( § 6 )
  - 県内の森林から産出する木材の利用に努力
  - 国内販売・輸出に努力
- 県民・一般事業者 ( § 8 )
  - 木材の優先利用(ウッドファースト)への理解
  - 県産木材製品の利用に協力
- 建築関係事業者 ( § 7 )
  - 県が行う施策に協力 (県民等への木材利用の提案等)